

問合せ	北檜山職業相談室	7月31日木	9時~12時
問合せ	ハローワーク八雲	8月27日水	13時~17時
問合せ	ハローワーク江差	8月28日木	9時~12時
問合せ	ハローワーク八雲	9月13日水	13時~17時
問合せ	ハローワーク江差	9月14日木	9時~12時

**弁護士がせたな町に
全道一斉すずらん無料法律相談**

函館裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした出張手続案内を行います。（相談無料・予約制）

●日時
・8月21日㈭13時～16時

●場所／瀬棚総合福祉センターやすらぎ館

●予約方法
・8月14日木までに函館地方裁判所事務局総務課長まで電

二、確認ください

北檜山職業相談室からのお知らせ

函館弁護士会による
法律相談のお知らせ

函館弁護士会では、弁護士による法律相談を行つて
います。（相談無料・予約制）

● 日時
・ 8月8日（金） 13時～16時

● 相談件数／6件

● 場所／ふれあいプラザ

予約先　函館弁護士会

・8月27日水 13時～16時
●相談件数／6件
●場所／大成町民センター
予約先 大成総合支所地域町
民課庶務係

■01398・4・5511
ご利用ください

● ださい。(相談無料・予約制)

- 日時
- 8月13日水 10時～12時
- 予約締切
- 8月8日金 ※先着4名まで
- 場所／ふれあいプラザ
- 担当相談員
- 司法書士 森 奈津美
- 役場総務課総務係
- 予約先
- 0137・84・5111

忘れないで納期限

- 固定資産税 第2期
- 国民健康保険税 第1期

納期限は
7月31日木です
忘れずに納めましょう

司法書士による無料
相談のお知らせ

問合せ
北海道高齢・障害者雇

問合せ　函館地方裁判所
0138・38・2372

平成27年4月から翌年3月までの各月の雇用障害者数等を把握・確認するなど、申告・納付に向けて具体的な準備を進めていただく必要があります。

●終戦後 海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券
●帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍
山など）にあつた在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの。
※保管証券類とは：税関が

戸籍の窓口

(6月1日～6月30日届出)



お誕生おめでとう

- 七崎 琥珀くん (和幸) 北檜山
○中井陽菜乃ちゃん (彰彦) 北檜山
○関 結月ちゃん (紀彦) 都

ご結婚おめでとう

- [田中 拓史さん 富里
石川 美喜さん 富里

[吉田 和矢さん 共和
鈴木 愛美さん 豊岡

おくやみ申し上げます

- 阿部 善子さん (82歳) 豊岡
○大庭 チエさん (92歳) 西丹羽
○坂井 勝雄さん (89歳) 北檜山
○鎌田 與一さん (85歳) 松岡
○金谷百合子さん (91歳) 二俣
○藤森 勇さん (69歳) 本町8区
○大森 孝則さん (91歳) 宮野
○三浦セツ子さん (91歳) 花歌
○小嶋 行雄さん (66歳) 上浦

この欄に掲載をしている方は、本人またはご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

6月末現在 (前月比)

人 口	8,910人	(- 10)
北檜山区	5,044人	(0)
瀬棚区	2,095人	(- 6)
大成区	1,771人	(- 4)
男	4,189人	(- 4)
女	4,721人	(- 6)
世 帯	4,441世帯	(- 1)

保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった「上陸港扱いの保管物件」。外地からの引き上げの際、在外公館または日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された「外地扱いの保管物件」があります。

返還の請求はご本人だけでなく、家族の方でも構いません。「もしかしたら家にも……」とお気づきの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせください。

8月14(木)は
休まず営業いたします
8月27日(水)～29日(金)は
臨時休業いたします

自家産 十割 手打
そば処 元氣屋

木曜定休日 北檜山区徳島 TEL 84-5482

(有料広告)

戸籍年金係からのお知らせ

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金は、老後の生活や障害、死亡などもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう! (納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります。)

●国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な方は町村の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付(3/4, 1/2, 1/4)になります。	30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。	学生の方で本人の前年所得(1月から3月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

★平成26年度の免除等の受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月から平成27年6月までの期間を対象として審査します。

★平成26年4月からは、申請時点から2年1ヶ月前の期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。

★保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。)は老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、お近くの年金事務所または役場の戸籍年金係までご相談ください。

函館年金事務所による年金相談(完全予約制)

日時: 8月6日(水) 11:00～15:20 ※時間変更されます／場所:せたな町役場

国民年金に関するお問い合わせ先 函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165

○本 庁⇒町民児童課戸籍年金係 [担当/萩原] ☎ 0137-84-5111

○瀬棚総合支所⇒地域町民課住民係 [担当/稻船] ☎ 0137-87-3311

○大成総合支所⇒地域町民課住民係 [担当/堀部] ☎ 01398-4-5511